

平成22年11月 定例会

津山圏域資源循環施設組合議会11月定例会 会議録目次

| | |
|-----------------------------------|-------------------|
| 津山圏域資源循環施設組合議会11月定例会の召集について | 1 |
| 議案の送付について | 3 |
| 組合議会運営予定表 | 4 |

第1号（11月19日）

| | |
|----------------------------|--------------------|
| 議事日程 | 5 |
| 会議に付した事件 | 6 |
| 出席・欠席議員 | 6 |
| 出席した説明員 | 6 |
| 出席した事務職員 | 6 |
| 開会宣言 | 7 |
| 日程第1 会議録署名議員の氏名 | 7 |
| 日程第2 会期の決定 | 7 |
| 日程第3 議案第1号～議案第3号一括上程 | 7 |
| 日程第4 議案質疑及び一般質問 | 11 |
| 会議時間の延長について | 22 |
| 日程第5 会期延長について | 23 |

第2号（1月18日）

| | |
|-----------------------|--------------------|
| 議事日程 | 24 |
| 会議に付した事件 | 25 |
| 出席・欠席議員 | 25 |
| 出席した説明員 | 25 |
| 出席した事務職員 | 25 |
| 日程第1 議案質疑及び一般質問 | 26 |
| 閉会宣言 | 31 |
| 会議録署名議員 | 31 |
| 発言通告一覧表 | 32 |

津資組第 132 号
平成22年11月8日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

津山圏域資源循環施設組合議会 11月定例会の招集について

このことについて、別紙津山圏域資源循環施設組合告示第5号の写しを添えてお知らせします。

津山圏域資源循環施設組合告示第5号
平成22年11月8日

平成22年11月19日（金曜日）午後2時30分、津山圏域資源循環施設組合議会11月定例会を津山市役所議場に招集する。

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮 地 昭 範

津資組第 134号
平成22年11月8日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会定例会に提出する議案を、別添のとおり送付します。

記

- 議案第1号 津山圏域資源循環施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
- 議案第2号 平成21年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算
- 議案第3号 平成22年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第1次）

平成 22 年 11 月 19 日

11 月定例組合議会運営予定表

| 月 日 | 曜 | 会 議 | 備 考 |
|-----------|---|---|-----|
| 11 月 19 日 | 金 | 全員協議会（午後 1 時 30 分） | |
| | | 本会議開会（午後 2 時 30 分） 議案上程 管理者の提案理由の説明 質疑 採決 閉会 | |

平成22年11月津山圏域資源循環施設組合議会定例会議事日程

(第1号)

平成22年11月19日(金) 午後2時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 津山圏域資源循環施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
- 議案第2号 平成21年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算
- 議案第3号 平成22年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算(第1次)
- 日程第 4 議案質疑及び一般質問

本日の会議に付した事件

| 日程番号 | 会議に付した事件 |
|------|----------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 議案第 1 号～議案第 3 号 一括上程 |
| 第 4 | 議案質疑及び一般質問 |
| | 会議時間の延長について |
| 第 5 | 会期延長について |

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

| 議席 番号 | 氏名 | 出席 欠席 | 遅参 早退 | 議席 番号 | 氏名 | 出席 欠席 | 遅参 早退 |
|----------|---------|----------|----------|----------|-----------|----------|----------|
| 1 | 秋 山 幸 則 | 出席 | | 9 | 浦 矢 薫 | 出席 | |
| 2 | 岡 安 謙 典 | 〃 | | 10 | 沖 田 清 明 | 〃 | |
| 3 | 北 本 周 作 | 〃 | | 11 | 岡 本 良 市 | 〃 | |
| 4 | 末 永 弘 之 | 〃 | | 12 | 福 田 弘 | 〃 | |
| 5 | 津 本 辰 己 | 〃 | | 13 | 粟 井 忠 義 | 〃 | |
| 6 | 西 野 修 平 | 〃 | | 14 | 小 童 谷 進 | 〃 | |
| 7 | 松 本 義 隆 | 〃 | | 15 | 日 神 山 定 茂 | 〃 | |
| 8 | 村 田 隆 男 | 〃 | | 16 | 三 船 勝 之 | 〃 | |

説明のため出席した者の職氏名

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|-------|---------|--------|---------|
| 管理者 | 宮 地 昭 範 | 事務局長 | 村 上 祐 二 |
| 副管理者 | 山 崎 親 男 | 事務局次長 | 河 島 邦 生 |
| 〃 | 西 田 孝 | 総務課長 | 岡 完 治 |
| 〃 | 花 房 昭 夫 | 総務課参事 | 山 本 倫 史 |
| 〃 | 定 本 一 友 | 施設課参事 | 平 井 清 治 |
| 〃 | 大 下 順 正 | 〃 | 永 禮 治 |
| 理 事 | 田 口 順 司 | 〃 | 原 田 浩 司 |
| 会計管理者 | 山 下 泉 | 監査事務局長 | 青 木 英 明 |
| 監査委員 | 中 尾 義 明 | | |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|-------|---------|-------|---------|
| 総務課主幹 | 立 石 克 之 | 施設課主査 | 定 森 正 之 |
| 総務課主査 | 杉 山 義 和 | 〃 | 安 道 智 秋 |
| 総務課主査 | 金 田 真由美 | 施設課主任 | 高 井 清 之 |
| 総務課主査 | 西 村 敏 之 | | |

会議場所 津山市役所 議場

平成 22 年度津山圏域資源循環施設組合 11 月定例会（第一日目）議事録

（開会

会議宣言 午後 2 時 4 5 分）

●議長（西野修平氏）

ご着席をお願いします。

本日、平成 22 年 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会が招集されましたところ、皆様におかれましては、ご多用のところご参集をいただき、大変御苦勞様でございます。ただいまの出席議員は全員でございます。これより平成 22 年 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を開催いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

●議長（西野修平氏）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 27 条の規定によって、5 番 津本辰己君、14 番 小童谷進君を指名します。

日程第 2 会期の決定

●議長（西野修平氏）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 議案第 1 号～議案第 3 号一括上程

●議長（西野修平氏）

次に、日程第 3、議案第 1 号「津山圏域資源循環施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定」、議案第 2 号「平成 21 年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算」、議案第 3 号「平成 22 年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第 1 次）」を一括上程し、議題といたします。この際、管理者の提案理由の説明を求めます。宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏） [登壇]

本日、ここに組合議会 11 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにはご多忙中にも関わりませず、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

それでは、議案第 1 号「津山圏域資源循環施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」についてご説明申し上げます。本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置および変更に関し、利害関係者に生活環境の保全上の見地から意見書を提出する機会を与えることを目的に、施設が生活環境に及ぼす影響についての調査結果等を記載した報告書の縦覧手続、意見書の提出の方法を定めるものでございます。ただし、条例第 7

条で規定しているとおり、岡山県環境影響評価等に関する条例に係る公告、縦覧等の手続きを経たものは、第3条から第6条までの一連の手続きを経たものとみなすものでございます。

次に議案第2号「平成21年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算」についてご説明申し上げます。本案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成21年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算の認定を求めるものであります。決算書の1ページ、2ページをご覧ください。歳入につきましては、予算額8億9,785万3千円に対して、収入済額8億2,306万4,211円となっております。次に、3ページ、4ページをお開きください。歳出につきましては、予算額8億9,785万3千円に対して、支出済額7億7,529万964円となっており、歳入歳出差引額残高は4,777万3,247円となっております。決算に関する関係書類につきましては、監査委員の審査に付し、その結果は会計決算審査意見書のとおりであります。

続いて、議案第3号「平成22年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第1次）」についてご説明申し上げます。補正予算書の1ページをご覧ください。平成22年度津山圏域資源循環施設組合補正予算（第1次）は、決算に伴う繰越金の計上、事務費の補正等を行うもので、歳入歳出予算にそれぞれ3,763万1千円を追加し、総額を5億6,061万8千円とするものであります。

なお、議案第2号及び議案第3号については、後ほど副管理者より詳細についてご説明申し上げますので、何卒よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

●議長（西野修平氏）

大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏） [登壇]

はい。それでは、ただいま上程されました議案第2号「平成21年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算」につきまして、補足説明を申し上げます。それでは、歳入決算から申し上げます。お手元にお配りいたしております決算書の5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。45款 分担金及び負担金、10項 分担金、10目 一部事務組合分担金は、収入済額3億878万4千円で、構成1市4町の分担金でございます。55款 国庫支出金、20項 国庫補助金、15目 衛生費国庫補助金は収入済額6,894万6千円で、循環型社会形成推進交付金でございます。85款 諸収入、20項 預金利子、10目 預金利子は、収入済額2万4,115円となっております。50項 雑入、15目 雑入は、収入済額41万96円ございまして、内容は津山ブロックごみ処理広域化対策協議会から引き継いだ剰余金27万6,986円、組合車両借上げに伴うエコカー導入補助金10万円などがございます。90款 組合債、10項 組合債、25目 衛生債の収入済額4億4,490万円は、新クリーンセンター建設事業費の財源として借り入れた一般廃棄物処理事業債でございます。以上、歳入合計は8億2,306万4,211円となっております。

続きまして歳出決算につきましてご説明いたします。決算書の7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。10款 議会費、10項 議会費、10目 議会費は、予算額149万円に対しまして 支出済額70万5,577円 で、主なものは議員の費用弁償68万9,800円でございます。

次に、15款 総務費、10項 総務管理費、10目 一般管理費は、予算額1億5,152万6千円に対して、支出済額1億4,065万8,357円となっております。この内訳、内容でございますが、1節 報酬489万5,300円は、主なものにつきましては、嘱託職員2名分の報酬484万5,600円でございます。4節 共済費93万6,567円につきましては、嘱託職員及び臨時職員3名分の社会保険料等でございます。7節 賃金180万8,624円は臨時職員1名分の賃金でございます。8節 報償費109万1,600円は建設検討委員会等委員67万1,600円及び訴訟等に係る弁護士報償金42万円でございます。9節 旅費293万6,310円は職員、委員等の出張旅費 でございます。11節 需用費139万4,157円の主なものにつきましてはコピー代等の事務用の消耗品費50万6,935円、それからクリーンセンターだより等印刷製本費30万513円、組合事務所改修等修繕料26万3,024円でございます。12節 役務費121万2,041円の主なものにつきましてはホームページ作成等手数料99万1,740円です。次に13節 委託料150万1,666円は津山市への出納会計等の財務事務委託料150万円でございます。14節 使用料及び賃借料370万5,716円は津山市への組合事務所賃借料150万8,304円、公用車・借上バス賃借料130万9,915円等でございます。18節 備品購入費22万7,850円は公印等購入代20万1,600円等、19節 負担金補助及び交付金1億2,094万8,526円は1市4町からの派遣職員15名に係る人件費等の負担金1億2,079万713円等が主なものでございます。

続きまして、決算書の9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。60項 監査委員費、10目 監査委員費は、予算額25万8千円に対しまして、支出済額22万6,420円となっております。主なものでございますが、8節 報償費10万5千円は監査請求に係る弁護士報償金、9節 旅費11万3,600円は監査委員費用弁償等でございます。次に、25款 衛生費20項 清掃費20目 施設建設費につきましては、予算額7億2,803万1千円に対しまして、支出済額6億3,370万610円、翌年度への明許繰越額8,333万7千円となっております。支出済額の内訳でございますが、9節 旅費60万6,320円は職員出張旅費、11節 需用費71万6,472円はコピー代等事務用の消耗品費でございます。12節 役務費62万9,450円につきましては水質検査、土地鑑定手数料等61万4,250円でございます。13節 委託料1億8,041万8,144円の主なものは、津山市土地開発公社事業委託料6,663万100円、これにつきましては、平成19年・20年度におきまして津山ブロックごみ処理広域化対策協議会が津山市土地開発公社に委託して行った環境影響評価、土壌調査等の清算によるものでございます。一般廃棄物処理基本計画等変更業務が439万9,500円、西進入路測量設計業務409万5千円、埋蔵文化財調査区域樹木伐採業務600万円、敷地造成及び最終処分場実施設計業務3,717万円、技術支援業務438万6,480円、

契約支援業務 735 万円、新池調整池測量設計業務 179 万 5,500 円、環境影響評価業務 4,600 万円となっております。続きまして、17 節 公有財産購入費 4 億 2,125 万 7,500 円は、本体用地購入費 4 億 2,100 万円等でございます。22 節 補償補填及び賠償金 2,900 万 5 千円は、本体用地の取得に係る立木補償費 2,900 万円等です。

続きまして、65 款 公債費 10 項 公債費 15 目利子は、予算額 750 万円に対しまして支出済額はございません。

歳出全体としましては 予算額 8 億 9,785 万 3 千円に対しまして、支出済額 7 億 7,529 万 964 円となっております。

続きまして、11 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額 8 億 2,306 万 4 千円から歳出総額 7 億 7,529 万 1 千円を差し引いた歳入歳出差引額が 4,777 万 3 千円となりまして、この内、繰越明許費繰越額に係る一般財源 1,014 万 1 千円を差し引いた実質収支額 3,763 万 2 千円を次年度に繰り越すものであります。

最後に 12 ページ、財産に関する調書をご覧ください。組合で保有している財産は、施設建設用地 29 万 6424.71 平方メートルでございます。なお、※印で記載しております借用建物分の 175.51 平方メートルは津山市から借用しております久米支所内の組合事務所の床面積でございます。

続きまして、議案第 3 号「平成 22 年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第 1 次）」につきまして、補足説明を申し上げます。まず、歳入予算についてご説明申し上げます。お手元にお配りいたしております「補正予算書」の 4 ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入予算からご説明申し上げます。80 款、10 項、10 目 繰越金でございますが、当初予算額 1000 円に対しまして、3,763 万 1 千円の増額を行いまして、補正後の額は 3,763 万 2 千円となります。これは、平成 21 年度の繰越金でございます。補正後の歳入総額は、当初予算 5 億 2,298 万 7 千円に、補正額の 3,763 万 1 千円を増額いたしまして、5 億 6,061 万 8 千円となります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。補正予算書の 5 ページをお開きいただきたいと思っております。まず、10 款、10 項、10 目 議会費でございますが、当初予算 159 万 6 千円に対して 34 万 1 千円の増額を行っております。これは、組合議会全員協議会開催回数が増による議員費用弁償の補正でございます。次に、15 款 総務費、10 項 総務管理費、10 目 一般管理費は、当初予算 1 億 4,982 万 4 千円に対しまして、67 万 3 千円の増額を行っております。補正の内訳のうち、需用費、役務費、委託料の増減につきましては「クリーンセンターだより」をこれまでの地元限定した配布から津山圏域の全戸配布に改めるためのものです。また、使用料及び賃借料の増額 26 万 9 千円につきましては、津山市役所本庁舎内に組合事務センターを設置したこと等によるものです。次に、80 款、10 項、10 目 予備費でございますが、当初予算 500 万円に対しまして、3,661 万 7 千円の増額を行い、4,161 万 7 千円となっております。補正後の歳出合計は当初予算 5 億 2,298 万

7千円に補正額の3,763万1千円を増額し、歳入総額と同額の5億6,061万8千円となっております。以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

●議長（西野修平氏）

提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案質疑及び一般質問

●議長（西野修平氏）

これより、日程第4に入り、「議案質疑及び一般質問」を行います。それでは、お手元に配布した発言通告一覧表に従い順次質問を許可します。4番、末永弘之君、登壇。

△4番（末永弘之氏） [登壇]

資料を配ってくださいますか。

—別紙資料を配布—

△4番（末永弘之氏）

それでは通告に基づいて質問いたします。まず平成21年度決算について、用地購入費4億2,125万7,500円、立木補償2,900万5,000円についてですが、監査意見書では「今後の事業推進に当たっては、関係者の理解と協力を得ることが重要であり、慎重な論議を重ねて、適切な事業推進を望む」とされています。市長選挙が終わるまで「土地買収は凍結すべき」との議員の質問に、当時桑山さんは、早くやれと激励をいただければありがたいと思っているという答弁をし、秋山議員が、「ここに来て1ヶ月や2ヶ月待てないのか」と指摘をし、桑山さんは「使命感をもって一日も早く事業推進をしたい」と答弁しました。私が「それでは住民の理解がもらえない」という意味の質問をしましたら、「住民の会との話し合いは、市長選挙が終わってから行う」という態度を最終的に示しました。こうした経過の上に立ってですが、土地買収を、なぜ、1ヶ月2ヶ月まで待てなかったのか。住民の会との話し合いといえば、理解をもらうという点での、市長選挙が終わるまで購入すべきではなかった、と言わなくてはなりません。何故、市長選挙直前に「購入した」のか、明らかにしてください。宮地市長検証では、「土地買収については、議会決議をはじめ所定の手続きを経て執行されているが、津山市長選挙直前の時期に強行取得している。が、判断としては、市長選挙直前に土地取得したことは、非常識で、不適切、理不尽であった。」とされております。この認識について、副管理者のみなさんにお聞きしますが、どう思われますか。さらに、事務局職員は、ほぼ、現在と同じメンバーです。職員の側はどう思われるか、教えてください。

土地買収という点で、新たな問題をお聞きします。現在の施設配置案である「調整池」の北側部分の土地を新たに購入し、建設予定地の全体図が増えると、こうなっております。何故、新たに土地を購入するのか、その土地の必要性とか土地代金などの予算など「いつの議会」で決めたのか明らかにしてください。

かつてひ素と鉛が「環境基準を超えて検出された」土地ですが、「建設予定地内」に鉾山試掘場がありました。お手元に議長に許可をもらって写真を配布しておりますから、

ご覧ください。「領家を建設予定地として決めた」この時に、ひ素や鉛が環境基準を超えて存在している土地であるということを、全く問題にされていなかったと思いますが、なぜ、この重大な「有害物質が環境基準を超えてある」のに、領家に決めたのか明らかにしてください。そして、土地買収をするときに、この『鉱山試掘の跡地』をどれだけ論議し問題としたのか。適地選定委員会を含めて「ブロック協議会」と言われていた時代に「管理者会議」で、領家地内に、「鉱山試掘跡」があり、近くの「下原地域」には、「金山鉱山」といわれた鉱山が存在していますが、この金山鉱山の坑道の敷地、規模などを、どれだけ検討されてきましたか。これらのことと、ひ素や鉛が数か所から「環境基準を超えて存在している」という事実を、どのように論議して、それでも「敢えて、領家を予定地」として決定したのか。さらに、二つの鑑定所が行った「鑑定評価」でマイナス要因とされるべきですけれども、マイナス要因とされておりません。最終的に、管理者会議で、土地買収価格を決めた時に、これらの事をマイナス要因として、どの程度、考えたのか教えてください。

検証の結果について、課題についてお尋ねします。宮地津山市長がおこなった「領家についての検証結果」については、津山圏域資源循環施設組合との関係をお尋ねします。「検証結果」は、すでに、資源循環施設組合の管理者会議や議会にも「報告」があり、「関係住民」にも説明を終えた検証です。現在、「組合の共通認識」となっているのかどうか、管理者会議では、どういう位置付けとしているのか、管理者と、副管理者にお尋ねします。検証は、領家町内会や久米支部町内会、鏡野郷地区区長会などで「報告会」を行い、その直後には、圏域としての説明をしております。この行為は、圏域として検証を承認していると思えますけれども、どうなのでしょう。明らかにしてください。

検証の中身のひとつに、領家町内へ「申し入れ」課題として、覚え書きの白紙、施設の変更が必要となっていますが、具体的に、どういう話し合いをすすめているのか、教えてください。

そして、公募申請について、公募要項の不備という出発点での誤りに、その運用を行う事務局の誤りが重なって、その後の混乱につながったものと考え、検証でされました。これも、桑山管理者の行為を基本的には批判したものですけれども、一方では、副管理者、これは桑山さんの時代から変わっておりません。土地を買収した時のままです。クリーンセンター職員、やや変わりましたが基本的には変わっておりません。これらが津山市長・宮地報告によって、いわゆる「やった行為」を批判されたわけ。副管理者の気持ちや職員の気持ち、さらにどういうふうに「責任を感じているのか」そしてさらに「責任をどう取ろうとしているのか」お尋ねいたします。

最後、周辺整備事業のあり方についてですが、いわゆる市道 105 号線の改良工事です。この工事は、圏域の事業として、行おうとしているのだと思いますが、この道路に面した土地の所有者が、積極的な事業推進者で、陰の立役者とも言われていると聞いております。この人の土地造成、分譲地づくりにも便利になるんじゃないかと地元では言わ

れております。ご承知のように、宅地分譲は、4メートル以上の道路に面しているとか、宅地にならないとか色んな条件があるようです。5メートルの幅員に広げようとしておる105号線。現状では、それほど、日常生活をして、あまり使用する道路でもありません。私も領家にとときどき行きますが、そこでまた、車とすれ違ったことも人とすれ違ったことも一度もありません。是非とも、広げなくてはいけない道路とも思えませんが、どういう理由でここを拡張するのかお尋ねして、登壇での質問を終わります。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏） [登壇]

末永議員のご質問にお答えをいたします。まず、私が行いました津山市長としての検証結果について、管理者会ではどのような位置付けとなっているのか。また検証結果報告直後に、領家町内会などで説明会を行っているが、これは圏域として「検証を承認している」行為ではないのかという旨のご質問であったかと思えます。まず第一に、私の今回の検証についてでございますけれども、事実行為について、津山市長として行ったものでございまして、このことは副管理者の皆様方にもご理解をいただいているものと考えておるところでございます。ただし、内容について十分に納得をしていただいているかどうかにつきましては、若干、この、わかりにくいというところがございます。ただし、今度の方針につきましては、当然考え方を統一すべきものでありますから、然るべき時期に然るべき判断をすべきでございまして、その形は、予算、その他の議案として管理者会の統一した意思を表明することになると考えているところでございます。

次に、2番目のご質問でございますが、検証結果報告後に領家町内会で行った説明会では、最初に津山市長としての検証結果報告を私が行いました。その後、副管理者の方々の同席をいただきまして、組合として、今後の事業の進め方についてご意見を伺ったものでございます。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

はい。西田副管理者。

△副管理者（西田 孝氏）

はい。ただいまの質問の、副管理者に対する質問の部分についてのお答えをさせていただきます。まず、先ほど市長が申されましたように、この検証につきましては、我々の管理者会におきまして、津山市長として、補助員をつけて、経費も津山市の経費でやるということをして市長は言われましたので、そういうことになれば、我々としては口を出す余地はないということで、それはどうぞやってくださいということを申し上げました。

それから、もう1点、このことによりまして、ある程度事業推進の期間が遅れるであろうと、検証が済むまで2カ月程度は待ってほしいというご要望がございまして、これにつきましては、我々としても、ごみの量或いは人口規模からしましても、津山市が多いわけですから、期間の2カ月くらいの猶予なら、いつまでもということになると

困るけれども、それはいいのではないかというような結論の下に検証が行われたという経緯がございます。

そこで、ご質問の、なぜ市長選挙前に土地を購入したのかということについて、副管理者はどういうふうに思うのかということでございますが、これにつきましては、「新クリーンセンターの事業推進を図るためには、早期の用地取得が必要である」という認識のもとに用地取得を管理者会で決定して、組合議会にお諮りをしたということでございまして、ご承知のように1市4町でやっておりますから、首長の選挙の時期というのは各々が任期がばらばらでございますから、いつどの首長の選挙の前になるかということとはわからないわけですが、行政の継続性、また一刻も早い取得が必要であろうという考えのもとに、議会のほうへ提案をさせていただいて、議決を経て執行したというふうに認識をいたしております。ただ、この点で検証の結果、「非常識であり、不適切で、理不尽である。」という宮地市長からの見解があるようでございますが、これは市長さんの認識であって、我々の認識とは一致するものではない。あくまで津山市長としての認識であるというふうに理解をしております。

また、管理者会での位置付け等につきましても、あくまで検証は津山市長としての立場でやられたということでございますので、その結果におきまして、一部が修正あるいは見直し等と言われておりますが、その件につきましては、具体的に管理者会等で提案が行われました時点で1市4町で協議をして、そのことについては決定をしていくつもりでございます。当初の公募申請についても色々と言われておりますが、これにつきましては、まだ正式な一組ができていない時点であったとは思いますが、公募による方法で用地を決めようということについて、合意いたしました。その事務、実際の事務は、事務局等でやっておられるから、一部始終を、そうしたことについて、頭を突っ込んだわけではございません。もちろん、私の立場で言いますと、勝央町も応募する立場で、申請はさせていただきましたが、選定の結果では外れたという結果があるわけございまして、そのことにつきましては、選定委員会等で十分審議をされた上での決定であるというふうに認識をいたしております。先ほども言いましたように、あくまでもこの検証の結果につきましては、津山市長としての立場でやられたという認識でございますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

はい。村上事務局長。

△事務局（村上事務局長）

はい。それでは私のほうから順次お答えをいたします。まず、市長選挙の直前に土地を取得したことを「非常識」というふうに市長のほうが検証しておることに対して、事務局職員はどのように思うか。これにつきましては、組合事務局といたしましては、上司の命令・指示に従い、事務を行ったものでございます。

次に、建設予定地の全体図が増えていると、新たに土地を購入するのか、予算はいつ

の議会で決めたのかというようなご質問でございます。これは購入土地の西側にあたる部分だと思っております。これについては、新クリーンセンター敷地境界の仕上げ部分を整理するにあたりまして、いわゆる V 字形の谷の状況で残るところがございまして、これでは隣接地権者の了解が得難いと思ひまして、環境影響評価の実施計画書の段階では、ご指摘の箇所を盛り出したような計画としておりました。しかしながら、現在、計画を進める中で、その必要な面積は極力抑えて整理する方向としたいと考えておひまして、当該箇所が最終的に必要な場合は、新年度予算で提案をさせていただきたいと思ひておひます。

次に、「ひ素・鉛」が環境基準値を超えている土地であるのに、何故、領家に決めたのか。それから、下原下地区の金山鉱山跡があることについて、議論したのか。それから、土地鑑定評価でマイナス要因としたのか。ということについてでございます。新クリーンセンター建設候補地の選定については、適地選定委員会での審査結果を踏まえて、管理者会として、領家地区を建設候補地と決定したものでございます。なお、適地選定委員会の第 2 次審査の項目のひとつとして、地形・地質がございまして。この中に、水質保全について、領家地区については、北側近隣地に鉱山の試掘跡があることから、地盤の岩石組成について「影響が中である、影響の可能性がある」という評価をいたしておひます。適地選定委員会では、この点も含めて総合評価を行い、最終的審査で領家地区を第 1 位としたものでございます。それから、先ほどお配りになりました横穴でございます。これにつきましては、クリーンセンター建設予定地の西のほうに位置しておひます。直径は約 80 センチ、奥行きが、実はその後調べてみましたが、10 メートル程度ございました。その先は陥没等の形跡はなく、完全に行き止まりの状態でございます。これまでの調査や、中国四国産業保安監督部等の資料においても、過去に領家地内に鉱山があったという記録はございません。したがって、この横穴が鉱山の試掘跡であるかどうか、また、下原地区にあった金山鉱山の坑道がどのような状況であったかという点については、私どもでは分かりません。なお、管理者会において、金山鉱山跡地について検討したことはございませんが、用地購入については、事前に土壤汚染対策法に準拠した土壤調査を行い、自然由来のひ素・鉛などの特定有害物質については全ての箇所指定基準値未満であることを確認した上で、用地取得を決定いたしておひます。

次に、土地鑑定についてでございますが、国土交通省作成の「公共用地の取得における土壤汚染への対応に係る取扱指針」において、「過去に法に規定された基準を満たす調査がなされ、その結果、土壤汚染がないことが確認できる土地」や「過去に土壤が汚染される可能性が高い用途で用いられたことがないことが確認できる土地」については、土壤汚染を価格形成要因から除外できるということとされておひます。したがって、当該土地について、土壤汚染による減価がないものとして評価がなされておひます。

次に、覚書の白紙、施設の変更について、どのような話し合いをすすめているのか。施設配置案については、現在の配置案を基本といたしますが、これまでの地元の方の意

見も踏まえて、里山自然の維持に一層配意した配置計画への修正を行いたいと考え、先般の領家町内会等関係地域での説明会で考え方を示しております。今後は、事務局で具体案を作成のうえ、関係地域の皆さまと協議し、管理者会に諮っていきたいと考えております。また、津山ブロックごみ処理広域化対策協議会と領家町内会とが平成20年5月27日付で結んだ覚書については、あらためて津山圏域資源循環施設組合と領家町内会とで結び直す必要がございます。この際には、最終処分場の埋立物についてなど内容について見直しを考えたいと思っております。このことについて、先般の領家町内会説明会で見直し案を示したところでありまして、今後、領家町内会と協議してまいりたいと考えております。

それから、公募申請について、前管理者の行為を批判していると、検証の報告でございますが、職員はどのように責任を感じているのか。これにつきましては、事務局においては、新クリーンセンターの早期完成を目指して一所懸命取り組んだものでございますが、事務を急いだこともあり、公募申請における対応の誤り、不手際等もあり、結果として、後日、混乱を招くこととなりました。この点については、深くお詫びを申し上げます。

次に、久米105号線の改良が必要なのかということでございます。新クリーンセンター建設に伴い整備する各調整池を管理する道路の一部として整備するものでございます。また、現在の道路幅員では普通車のすれ違いも困難な状況であり、新施設稼働後には施設の管理上必要な道路でもあります。また、還元施設用地へ隣接する道路でもあり生活道路と施設管理道路の両面から、施設稼働後の交通の円滑化を図る為に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

再質問をいたします。まず土地買収に関することですが、西田さんから答弁をいただきました。大変失礼なことですけれども、質問の趣旨とちょっと違った答弁になっていると思います。これは、職員の答弁も多少違うところがあると思います。まず土地買収については、早期事業推進、あるいは継続、あるいは組合議会で認めて購入したという意味合いの答弁がありました。その経過はよく承知しておるんです。私が聞きたかったのは、あの時期、市長選挙が終わるまで待てなかった理由。ここで1カ月2カ月遅れたのがどれだけ支障が起こるとするのか、何の意味があったのか。ここを聞きたいんです。登壇で言いましたが、住民の会との話し合いでは、市長選挙が終わってから次の住民の会との話し合いをすると、桑山さんが言うたけど、副管理者の皆さん方も同席したところで言い出したんですよ。だとすれば、1カ月2カ月、市長選挙が終わるまで待っても、何ら変わらなんだ、こう言いたいんです。もういっぺん、なぜ市長選挙直前に購入したのか、副管理者の人が買っていない言えれば買っていないんですけども、しかし責任という意味

では買うと言わざるを得ないんで、明らかにしてください。さらに、宮地市長の検証で「理不尽」とまで述べられたことに対しての、色々な答弁がありました。これもひとつだけ答弁が違っているんです。宮地市長によって、「非常識・不適切・理不尽」とまで言われたわけですから、経過じゃなくて、そういうふうに言われた気持ち、感想を、副管理者や職員はどう責任を取ろうとしておるのか、取るのか、これを聞いておるわけです。もういっぺん答えてください。職員の答弁ももらいました。事務局としては上の指示に従ったと、そりゃあそうでしょう。だとすれば、これは宮地管理者にお尋ねするんですが、自分たちがやったことを宮地市長にいわば批判された。それは批判された人間がしたままずっとおる、そこにずっとおるんです。これから修正が必要になるかもしれないけど、まだおる。ずっとおる。なんとなく釈然とせんのですよ。少なくとも、責任も感じ、本当の意味で責任を取ろうとするならば、そこにひと工夫手直しがあるんじゃないかと思えて仕方がないんです。同じ人間がそこにおいて、自分たちがしたことを一定部分批判されて、手直しをするというのも責任かもしれませんがね、やりにくい。人間としてはできにくい。この立場に立って、違った目線、角度の人もいるんじゃないかと思うんですが、管理者の見解をお尋ねします。

さて、建設予定地の全体がちょびっと増えようとしておる課題。広い広い土地です。使わんとこがいっぱいある。盛り出す計画、法面が危ないという意味合いがあると思うんですけど。それを押さえにやいけん。なんでそんな土地を買うたんなら。なんで危険な土地を買うんなら。あそこが危険なけん、これを買って足して危険でないようにします言うて。一定部分を買うた図面ができとるんですよ、あなた方、手元では。なんですかこりゃ。理由をもういっぺん答えてください。境界部分の整備が必要じゃ言うんなら、もっと奥へ入れりゃええ、広いんじゃけん。狭うてかなわん土地を買うたんなら、買い足しも必要かもしれませんが、広すぎて困るとる土地に買い足しは要りません。なんでそんなもんが要るんですか。

さて、有害物質の件。これも答弁になっていないです。私は、領家に決定するまでに株式会社 ENA ゴルフが、平成6年12月に発表した環境評価報告書で数ヶ所、ひ素・鉛が環境基準を超えてあったと。このことがなんで領家の土地を決定するまでに、誰もがどこでも問題にしなかったのかいうて聞いとんです。適地選定委員会の話がでました。選定委員会の科目に、地形や地質や水質汚染のことを書いとるけん、あたかも、これも検討したんじゃという答弁は、まったくでたらめ。いい加減にきなさいと言わなきゃいけませんな。いつ適地選定委員会で、「平成6年12月の調査ではひ素と鉛が環境基準を超えてあった、さあどうすりゃあ」こういう論議をしたんかと聞いとんです。副管理者にも。細かいことは、失礼なことですが、よくわからない分野があるという意味合いも西田さんの答弁にありました。しかし、この課題はね、私は必要な課題じゃと思うんですよ。こういうものがあるということ報告しなかった地権者も悪いかもしれん。しかし、すでに報道しとるけん、知つとると思うたけん言わなんだいうて言よんですよ。な

んでそこを論議せなんだんか、したんか、もういっぺん明らかにしてください。鑑定書については、土地代を決める時の鑑定書、土壤の汚染が減価の対象にはならんと書いてあるから気になるんです。やっぱり減価の対象にすべきだということをおっしゃっています。

さて、検証の結果についての答弁もいただきました。管理者は然るべき時期に圏域としての判断をすべきと思うという旨のことを言われました。しかし、副管理者も含めて、その方法はこれから出される予算やその他事業推進の議案、こういった具体的なところで意思統一をするという意味合いに取れました。確かにそれはそれでいいんです。しかし、私は少なくとも、津山市長とはいえ、検証の結果を発表したんだから、後追いであれなんであれ、圏域全体の意識として、津山のあの検証をどう思うかという結論を出さなきゃいけないと思う。ここから来るひとつひとつをええか悪いかと言っただけじゃなくて全体論としてのね、総論がある。そうしないと困ると思うんです。具体的に出てくる予算や事業推進のひとつひとつの是非論が、検証があろうとなかろうと必要な課題なんです。そういうことじゃなくて、圏域管理者会としての、言葉がちょっと悪いかもしれませんが、後追いでもなんでもあれ、基本的には了解するとか、逆にもう了解できんとか、こういう結論を出して具体的な作業に入る必要があると思いますが、これについての見解を求めます。「津山市長は津山市長、私ら圏域のもんは圏域のもん」じゃ、こういうふうにはならんと私は言っておるんです。圏域の事業なのに、津山だけが勝手に検証したんじゃないんて言うことにもならん。したのは事実ですよ。それを否定しよんじゃないんです。広域になったらそこをはっきりせんといけんと、こういうふう思うわけです。わかりやすく例えば、裁判の結果が出たら、凍結もあるかもしれんという意味のことを言っとんんです。裁判の結果、津山市が勝手に凍結してしもうたらあんた方、領家で4つの町でやるんかな。そういう中身になってくるんですよ。じゃから、検証全体の圏域としての見解が必要。勝手にやったんじゃけん知らんいう結論も結論ですよ。知らん言うたらどうなるか。いま私がひとつだけ指摘したけど、いっばい浮かび上がってくるわけです。もういっぺん答弁してください。

覚書についてですけども、日本語というのは難しいですね。検証の言葉の中に「改めて協議」と書いてある。しかし、この項目が何故必要になったのか。検証では飛灰だけを問題にしていたんですが、飛灰じゃないんです、管理者。公募の条件で「最終処分場を作る」ということになった。ここと覚書が全く間違っただけで違反しとるから覚書を白紙撤回ということになった。せにやあいけんという論理が組み立てられてきたんです。名前がブロック協議会じゃけん圏域に変えなきゃいけまあとか、町内会とちよろっと話をして変えようとか、そんなもんじゃない。言葉でいえば「改めて結ぶ」ということをしきりに最近言い出した。結ぶんじゃないんです。1回あの公募条件に反しとる覚書を白紙に完全に戻して、その後必要なことは当然建設される地元ですから、色んなことを協議していく。これは当たり前なんです。そりゃあもう公害防止協定というか、どういふか知りませんよ。言葉は違います。しかし、それとこれとを一緒にして、ブロック協議会じ

やいけんけん圏域の名前に変えるんじゃ、いや改めて協議するんじゃと、そういうことでは絶対認められん。覚書は飛灰だけじゃないんじや。最終処分場全体を作るということで公募したんじやから、間違うとるという認識でやってください。これについてどう思うか、再度答弁してください。さらに、公募条件の不備という点で、ご意見いただきました。副管理者の答弁というのは、答弁として聞くだけ聞いておきます。あまり悪うばあ言ようと失礼ですから。職員のほうですが、これもおかしいことです。お詫びを申し上げるということを言われました。お詫びだけでは、村上さん、管理者も含めて、済まん実態が今日、領家にはあるんでしょ。いちいちはいません。これは全部公募条件を踏み外して、理不尽にもあそこを決めたからこうなっとんですよ。それをただ単にお詫びじゃいけんと思はるんじや。最初の対応が間違いであれば、その間違いを勇気を持って正さなきゃいけんでしょうがな。それが行政の仕事じゃないんかな。さらに、これもちょっと失礼で行きすぎた質問ですが、管理者、対応を間違った人が、そのまま間違いを指摘されて残って、自らが、どないすりゃあこないすりゃあ言うて修正までね、やっぱり人間としてね、考えにやいけんと思はるんじや。僕はそこも。どう考えてもここは理不尽だと思はるんじや。そういうことが。すばっとそこは修正をやっぱりやるといふ、こういう意味合いも含めて、形も変えなきゃいけんということを思はるんじや。管理者のご見解をお尋ねします。

105号線の改良ですが、車がすれ違わんいうて登壇でも言うたんじや。僕はあそこをもうこの3年間何十ぺんと、1回も人とも車ともすれ違わんことがないんじやいうて言よんじや。無駄な道路改良じゃないんかな。乗用車が通るんじやからええと思はるんじや。あれで十分、池を見回りの道路があるじゃないかと色々あると思はるんじや。見回りでいるとしてもあのままでええじゃないですか、いらん金を使わんでも。これは意見だけ申し上げておきます。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

はい。それでは末永議員の再質問についてお答え申し上げたいと思はるんじや。実は、私が検証した結果について、いわば事務局のほうから同情の余地はないと言はるんじや。非常にまあ、当時の前任者に指示されたと、こういうことでの答弁がございました。実は私もその答弁を聞きまして、非常に複雑でございます。心境が。正直言ひまして。これらの問題についてはですね、今ご指摘をされましたことについては、十分理解をいたします。今すぐこうするということは言いきれませんが、今後私もこれから管理者として色々と事業推進にまい進するわけでございますけれども、色んな面でございますね、考えて参りたいと、こういうふうにお思はるんじや。

それから覚書の見直しの関係でございます。これにつきましても議員のご指摘のとおり、もう始めから公募条件に間違っておるといふことは明らかでありますのに、今なお、

色んな問題について、非常に曖昧な答弁をしておると。いうことにつきましても、管理者としては非常に大きな責任を感じております。これらの問題についてもですね、私自身が乗り込んで行ってでも覚書の白紙撤回はですね、是非していかねばならないと、こういうふうに実は今思っておるところでございます。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

西田副管理者。

△副管理者（西田 孝氏）

はい。再質問に対してお答えをいたします。なぜ市長選挙前にと、いうことですが、他意がないわけでございますけれども、このクリーンセンターの計画、26年の供用開始ということで、ことを進めております。したがって、そういうことになると、一刻も早い推進が望まれるわけございまして、現在の我々のところもごみ処理をやっておりますが、そうしたものの、老朽化したものの修繕であるとか、色んな問題が26年に合わせて、無駄な投資はしたくない、ということから工期はきっちり終わるのが1番いいと、ベターだという考えのもとに、早期の用地取得が必要であるという判断をしたわけですが。ただ、選挙というのは、津山市長の選挙でございましたが、その当事者である管理者が「選挙が済むまで待ってくれ」という言葉はなかったわけで、我々の管理者会の中では。したがって、当事者は津山の選挙ですから、津山市長であったわけですから、我々としては、肅々とそういう考えのもとに、管理者会で早期に取得をするべきだろうということを決めたというような経緯でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（西野修平氏）

村上事務局長。

△事務局（村上事務局長）

はい。まず、西側を買い足す計画は甘いというご指摘でございます。これはまだ今、先ほど申しましたように、計画段階でございますので、ご指摘をよく踏まえて、設計のほうを進めて参りたいと思っております。それから、適地選定委員会でひ素・鉛のことを考慮していたのか、採点の時にですね。これは、ご指摘のとおりで、していないというふうに思います。議員がご指摘のように後追いかもしれませんが、組合のほうでも自然由来のほうはその後調査をしまして、すべて指定基準未満であったということ踏まえて、用地買収のほう、土地買収のほうに踏み切りましたんで、その辺は問題がないものというふうに考えております。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

質問時間から取ってもらわにゃいけん。答弁から落ちた。まず一つはね、答弁落ちです。検証の意思統一がいるということについて誰も答弁してくれません。私はいると思

います。これに対する見解が出てこんど、次の質問をしにくいんですね。ちょっと寄って、休憩でもしてもらってやってもらいたい。あとでもういっぺん言います。再質問で忘れておりました、写真との鉱山跡地との関係。試掘場と言われる予定地の中に潜られたということですね。一般的には上に上がるとる穴もあったはずじゃということも言われます。まあそれはそれでよろしい。それからもうひとつは金山鉱山の跡地、これはまだ誰も確認ができない。跡地はできるんですけども、どの規模か、どういう穴が掘られとるか、できておりません。これはまあだいたい会社がわかってきましたから、そのうち何かが入るまで待っておこうという意見だけ言っておきます。答弁を認めたんじゃありません。さて、私の質問は管理者、「理解する」と、そういうふうなことから、それで是非ね、冗談抜きに、整理していくものは整理していかんと、結局は、これは市長選挙のことですから、ここに向かない話ですけども、宮地津山市長が何のために生まれたんかというんがわかりにくくなってしまおうということだけ言うときますから。これは答弁はよろしい。ちょっと課題が違いますから。

さて、覚書は市長が白紙撤回を求めるということを言いました。事務局がね、その気にならんと難しい、これは。市長がなんぼ私とここでやりとりしてもね、事務局が「なんちゅうことはないんじゃ、ブロック協議会の名前じゃ、今ブロック協議会のうなととるけん圏域に変えにやいけんのじゃ。ちょっとまあ相談してええ具合やろうや」というそんな感じじゃあ、どがいもこがいもなんですよ。冗談抜きに、なぜ覚書が駄目だと言っとんか、ここの原点がね、繰り返しになりますが、公募条件と全く違うことを、これは私が副管理者に質問せんのは理由がある。全然この方々にも相談も何もなしに、紙に書いて印刷物を配布して、明日結びますという説明ただけじゃから。1年に4回も領家から申入れがあることすら隠しとった。じゃからここには質問できんのんじゃ。それだけに事務局の責任は大きいですよ。確かに当時の管理者の指示に従ったのは、これはやむを得ん、当たり前のことですけどね。そこのところをもういっぺんね、きっちり、答弁はよろしいけど、クリーンの職員も含めて、決定させること、今管理者が述べたことをね。その意識というのを。

さて、村上さん。どう考えてみても、領家を決めるまでにひ素と鉛が環境基準を超えたものがありますよと、結果論としてOKだったけん、その時間違うとったのもええんじゃいうわけにはならんでしょうがな。ひょっと、あの平成6年の資料が適地選定委員会に配られたりしとったら、わずか2点か3点の違いですよ。どうなととるか、それはわかりません、結果論はわかりません。その後、新しい方式による、何べんも言いますが、圏域の方は初めて聞くかもしれませぬ。安全な言っとんは何を言っとんかいうたらね、皆さん。昔こことこことこことこことに環境基準を超えたひ素と鉛があった。今は30メートルメッシュで切って、綺麗なところを汚いところと混ぜって、そして混ぜたやつを検査して安全。しかも深さが50センチなんです。そういう調査の上で、なんでそんなことになったか言うたら、いわゆるガソリン屋の跡がね、油がこぼれたりしとりゃ

せんかと。そこが危険か危険でないかいうのを調べようやいうのが、あの土壌汚染調査の基本になつとる。自然由来のものが環境基準を超えとつたらどうするかいうのが基準になってないんです。そここのところをよう覚えて、検証で言われておる土壌調査のやり直しがいつかの時点で必要なならば、早い時期にやって、元々の調査をしたのと同じような方法でやってみられえ言よんです。そうせんと住民にとつたら不安でかなわない。確かに新しい基準ではなかったのは私も承知して言よんです。領家を決める時にそのことが全然問題になってないからおかしいと言とんですよ。最後、議長、もう時間がありませんから、検証について僕は少なくともね、後追いであれ、管理者会議でまあ認めようと。広い意味で認めようというんか、後追いでも認めると。宮地さんが、津山の市長が勝手にやったんじゃいう意味のことじゃなくて、私らも含めて、一応宮地さんがやったということは認めましたという措置を講じてもらいたい今日。そうせんとね、次の裁判に対する見解が聞けれんのです。

●議長（西野修平氏）

しばらく議会を休憩いたします。

午後4時 5分 休憩

午後4時 45分 再開

●議長（西野修平氏）

ご着席ください。それでは休憩以前に引き続き会議を再開いたします。この際お諮りをいたします。会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事の都合によりあらかじめこれを延長することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決しました。それでは会議をしばらく休憩いたします。皆さん全員協議会のほうへ集合していただきたいと思えます。ただちにお願いします。

午後4時 46分 休憩

午後5時 08分 再開

●議長（西野修平氏）

休憩前に引き継ぎ会議を再開いたします。この際、会期延長についてを日程に追加し議題といたします。これにご異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

ご異議なしと認めます。よってこの際、会期の延長についてを日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第5 会期延長について

●議長（西野修平氏）

ここで、会期延長についてを議題といたします。本定例会の会期は本日1日と議決されておりますが、議事の都合により会期を平成23年1月19日まで61日間延長いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

ご異議なしと認めます。よって会期は平成23年1月19日まで61日間延長することに決しました。よって本日はこれをもって延会ということにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「はい」「よろしい」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

異議なしという答えがありました。よってこれをもって本日の会議を延会いたします。大変ご苦勞様でございました。

午後5時15分 延会

平成22年11月津山圏域資源循環施設組合議会定例会議事日程

(第2号)

平成23年1月18日(火) 午後2時00分開議

日程第 1 議案質疑及び一般質問

本日の会議に付した事件

| | |
|------|------------|
| 日程番号 | 会議に付した事件 |
| 第 1 | 議案質疑及び一般質問 |

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

| 議席 番号 | 氏名 | 出席 欠席 | 遅参 早退 | 議席 番号 | 氏名 | 出席 欠席 | 遅参 早退 |
|----------|---------|----------|----------|----------|-----------|----------|----------|
| 1 | 秋 山 幸 則 | 出席 | | 9 | 浦 矢 薫 | 出席 | |
| 2 | 岡 安 謙 典 | 〃 | | 10 | 沖 田 清 明 | 〃 | |
| 3 | 北 本 周 作 | 〃 | | 11 | 岡 本 良 市 | 〃 | |
| 4 | 末 永 弘 之 | 〃 | | 12 | 福 田 弘 | 欠席 | |
| 5 | 津 本 辰 己 | 〃 | | 13 | 粟 井 忠 義 | 出席 | |
| 6 | 西 野 修 平 | 〃 | | 14 | 小 童 谷 進 | 〃 | |
| 7 | 松 本 義 隆 | 〃 | | 15 | 日 神 山 定 茂 | 〃 | |
| 8 | 村 田 隆 男 | 〃 | | 16 | 三 船 勝 之 | 〃 | |

説明のため出席した者の職氏名

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|-------|---------|--------|---------|
| 管理者 | 宮 地 昭 範 | 事務局長 | 村 上 祐 二 |
| 副管理者 | 山 崎 親 男 | 事務局次長 | 河 島 邦 生 |
| 〃 | 西 田 孝 | 総務課長 | 岡 完 治 |
| 〃 | 花 房 昭 夫 | 総務課参事 | 山 本 倫 史 |
| 〃 | 定 本 一 友 | 施設課参事 | 平 井 清 治 |
| 〃 | 大 下 順 正 | 〃 | 永 禮 治 |
| 理 事 | 田 口 順 司 | 〃 | 原 田 浩 司 |
| 会計管理者 | 山 下 泉 | 監査事務局長 | 青 木 英 明 |
| 監査委員 | 中 尾 義 明 | | |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|-------|---------|-------|---------|
| 総務課主幹 | 立 石 克 之 | 施設課主査 | 定 森 正 之 |
| 総務課主査 | 杉 山 義 和 | 〃 | 安 道 智 秋 |
| 総務課主査 | 金 田 真由美 | 施設課主任 | 高 井 清 之 |
| 総務課主査 | 西 村 敏 之 | | |

会議場所 津山市役所 議場

（開会

会議宣言 午後 2 時 15 分）

●議長（西野修平氏）

それでは、ご着席を願います。これより 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会第 2 日目の本会議を開きます。ただ今の出席議員は 15 名であります。欠席届が福田君から出ております。この際、報告をいたします。平成 21 年度津山圏域資源循環施設組合繰越明許費繰越計算書が送付されておりますので、ご覧いただくようお願いをいたします。

次に、本日の議事日程は、お配りいたしておりますとおりであります。

日程第 1 議案質疑及び一般質問

●議長（西野修平氏）

これより日程第 1 に入り、議案質疑及び一般質問を議題とし、前回の議事を継続いたします。4 番末永弘之君の質問に対する答弁が保留となっておりますので、管理者の答弁を求めます。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

はい。11 月 19 日の組合議会において答弁保留としておりました、末永議員の「津山市長の検証結果に対する組合管理者会の統一見解はどうか。」というご質問にお答えします。この件につきましては、先般 1 月 6 日の組合管理者会で協議をいたしたところでございます。協議においては、それぞれの首長としての立場、考え方がありましたが、総括としては、私の検証結果のとおり「今後の取り組みにおいて改めるべきは改め、事業をより良い方向に修正した上で、事業をより積極的に推進すべきである」ということを統一見解とすることとしたところでございます。ただし、全ての項目につきまして、意見の一致を図ることは非常に困難でございました。ご理解をいただきたいと考えます。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

はい。末永弘之君。

△4 番（末永弘之氏）

61 日間、87,840 分、長いこと待たされたわりには、いやにあっさりとした答弁だったと、感想を述べておきます。さて、2 つ再質問です。どのような点が意見の一致がみられなかった部分なのか、教えてください。もう 1 つ、裁判について、検証で「今後の裁判は、検証結果も踏まえ審理いただくことになるが、裁判の早期解決を図るために、原

告との話し合い」ということをいわれていますが、検証結果をどのようにして裁判で審理していくのか、早期決着を図るのか、この点について答弁をお願いいたします。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

はい。どのような点で意思統一が図れなかったのか、とのご質問でございます。管理者会では、私の津山市長としての検証結果につきまして、概ねご理解をいただいた、こういうふうにご考えておるところでございますけれども、特に問題になりましたのが「土地買収について」の項目でございます。副管理者の皆様方の立場から言いますと、「組合管理者会、或いは組合議会での議論及び所定の手続きを経て行ったものでございまして、津山市長の立場での判断を組合管理者会の統一見解とすることはできない。」との強い意見があったところでございます。私は、私の津山市長としての見解を、組合の見解にしてもらいたいと、こういう強く要望をいたしましたわけですがけれども、今ご説明をしたということで、この件については、意見一致がみなかったということでございます。

次に、「今後の裁判は検証結果を踏まえ、審理いただくこととなりますが、裁判の早期解決を図るため、原告との話し合い」と言われておるけれども、検証結果をどのように審理していくのか、早期決着にならなければならないのか、とこういうご質問でございます。今後の裁判におきましては、検証結果について組合管理者会で意見統一できた内容を踏まえて主張していく、こういうことにならうかと思っております。また、裁判の早期決着を図るためには、事業に対する理解をいただけるよう一層の話し合いを重ねてまいりたいと、このように思っておるところでございます。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

はい。末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

まず、どのような課題で意見一致がみられなかったのかという点で、いわば土地買収における市長見解というのが意見一致がみられなかったと。ということによって、まあ承認された時に、それぞれの副管理者が副管理者の立場であったということもあるんだろうという程度に考えていますので、その程度にしておきますが。さて、検証の結果、裁判にどう活かしていくかということですがけれども、答弁を聞くと、裁判の課題については、特に、勢いもあったんでしょうけれども、最終的には宮地検証を認めたという形が、いわば統一見解として理解すればいいんだろうと思っておりますけれども、裁判は結局2つあるということですね。検証結果を審理いただくと、或いは早期決着を目指すとか、色々なことがあります。先ほどの全員協議会で1つの裁判が、裁判所の勧告が出されるという形が生まれてきたということも聞きました。それはそれとして、ある意味やむを得な

いかかもしれませんが、いずれにしても住民訴訟という裁判もあるわけです。これらも含めて、裁判のこれからの方向性を注視していくという検証の結果からみると、いくつかの点で、裁判の成り行きがまだまだ注目されるわけです。管理者として、2つの裁判を、いわゆる検証でいう裁判というふうに理解されているのかどうか、このことをお尋ねします。私は少なくとも、検証の経過、或いは検証の中身等を色んなところで教えてもらった結果とすれば、少なくとも2つの裁判を裁判として、2つともやっぱりあるということ認めたと上に乗っての検証というふうに理解しているわけで、是非よろしくお願います。特に、住民訴訟のほうでは、裁判所から被告に対して、つまり管理者に対して今、申請手続きに瑕疵があったという意味合いの検証結果を、そのままズバリとして受け止めてもいいんかという意味合いの問いかけが管理者側にきとるというふうに理解をしとるわけです。ただ住民訴訟は、一般的に言われとるのは、4億5千万が高すぎると、これを安くせえと言われとるだけの裁判になつとるというふうに単純に言われておりますが、裁判所が申請手続き、入口論にからみ、興味を示したというのも事実であります。これらを、裁判の決着を、早期解決という意味を含めて、どう結び付けていくのかという答弁をお願いしたい。2つの裁判をどう思うかということと合わせて答えてください。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

はい。お答え申し上げます。組合が提訴されておる裁判につきましては、「廃棄物処理施設建設差止請求」と「金員支出差止等請求」の2件がございます。現在、訴訟係属中でございます。それぞれの請求でございますけれども、これについては、「廃棄物処理施設建設差止請求」は、「現在計画中の廃棄物処理施設、リサイクル施設及び最終処分場を建設してはならない」というものでございます。一方、「金員支出差止等請求」につきましては、先ほどもご質問にございましたように「被告、すなわち組合は、(株)ENA及び前管理者に対して、土地取得費4億5千万円のうち2億円を超える部分、つまり2億5千万円については損害賠償請求を行え」、或いはまた「西側進入路用地購入については、してはならない」等といったものでございます。私の検証でございますけれども、私は現在起こされておる2つの裁判を視野に入れざるを得んというふうに、現在は考えておるところでございます。ただ裁判が延びることは、住民にとって好ましいことではないことから、早急に裁判が終了するよう、それぞれの関係者の皆様方とも協議をして参りたいと、このように思っておるところでございます。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

はい。末永議員。

△4番（末永弘之氏）

ちょっと回数が多いんですけど、時間内ですからこらえてください。ということは、

2つの裁判を視野に入れるということですから、是非そういうふうをお願いしたいというふうに、私のほうから言っておきます。住民訴訟という裁判、この、私が携わっているのはその裁判だけなんです。早期解決という意味で、今、管理者の意見一致がやってみたところですから、やむを得ない分野があったと思いますけれども、率直に見てきて、被告の側、すなわち組合の側の、裁判に対する対応策というのは、明らかに引き延ばし策。これしか見えてこんのんです。例えば、今、原告のほうは、土地の鑑定のやり直しをしようということ提起した。裁判所は、それもそうだけれども、土壤調査が意見が一致しておらんじゃないかと、原告被告が。これをそのままにして、ただ単に、土地の価格だけの再評価じゃおかしいんじゃないかという意味のことを言われた。それは当然だと思うんですよ。ところが、あなた方の弁護士は当然言わんのじゃな。もう済んだことじゃけんええんじやと。原告のほうは当然それはいけんのじゃ言ようわけじゃけん、争いになる。争いになったら、その争いの結論が出るまででも半年から1年はかかる。早くならんの、裁判は。こういう対応策は極めてまずいと私は思うんです。早期解決には何がいるのか。やっぱりね、その時その時に打つ手が、敏感に、素早く。主張が違うのはやむを得んのですよ。素早く手を打たなんたら、早く裁判が終わらんということ申し上げておきますが、その点についてはどう思いますか。最後にもういっぺんだけ手を挙げさせてもらいます。

●議長（西野修平氏）

はい、宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

お答えをいたします。実は、私も津山市長に就任して、そしてまたこの組合の管理者になりまして、実は弁護士とも1度もお会いしたことはございません。したがって、実は、昨年暮れに弁護士にお会いした時に、早急に弁護士の皆さん方とお話をさせていただきますと、こういうようなお話をして、まだ実行できておりませんけれども、私は私なりに、できるだけ早くですね、この審理が進むように、何とかお願いしたいと、このように思っておるところでございます。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

はい。末永議員。

△4番（末永弘之氏）

すみません、これで終わります。ちょっと議長、申し訳ない、あの、議案に対する討論も若干させていただこうと思っておりますから、あとの議事日程にいちいち手を挙げてあれこれ言わずにしようと思っております。ちょっと延びてもこらえてください。すみません。住民訴訟が、私が関与しとる唯一の裁判じゃという認識を強めていただいて、いわば検証で延びた裁判の1つであるということも答弁でありましたが、さらに認識を強めていただきたいということをお願いしておきます。さらに、これを早める道というのは、もう繰り返しませんけれども、原告の主張に対して被告がどう素早く対応するか、

これに懸かるとるわけで、早く終わる、裁判ですから、先行きは不透明ですけれども、早く終わるのには、いくつかの手法があるということを念頭において対応していただきたい。ということをお願いしておきます。それから、議長に、2月定例議会が直前になっております。たぶん、かなり重要な議会になるかもしれませんので、できれば、議長裁量ですから、1時間近い質問時間を私に保証してくれたら有難いなあ言うてお願いをしておきます。さらに、出された議案、議案1号の「手続きの条例」、3号の「補正予算」には賛成しますが、議案2号「平成21年度津山圏域資源循環施設組合会計決算」の歳入歳出の決算には、土地を購入した決算があるということなどを含めて、反対という意見を申し上げておきます。以後の議事進行、それに沿って、よろしく願って、私の質問を終わります。答弁はええです。

●議長（西野修平氏）

以上で通告による質問、質疑は終わりました。討論については、通告がございません。これより採決に入りたいと思いますが、ただいま上程いたしております議案については、それぞれ分割して採決をいたします。まず、議案第1号について採決いたします。お諮りをいたします。本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

可決（賛成14名、反対0名）

はい、全員起立でございます。よって、議案第1号については、原案のとおり可決することに決しました。

●議長（西野修平氏）

次に、議案第2号について採決をいたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

可決（賛成11名、反対3名）

起立多数と認めます。よって、議案第2号については、原案のとおり認定することに決しました。

●議長（西野修平氏）

次に、議案第3号について採決をいたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

可決（賛成14名、反対0名）

全員起立と認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決しました。以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。この際、管理者よりご挨拶があります。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

本日は、ご多忙中のところ、組合議会定例会にご出席をいただき、また、ただいまは諸議案につきましてご議決を賜わりまして、誠に有難うございます。新クリーンセンター建設事業は、反対運動や訴訟など様々な課題を抱えておりますけれども、今後におきましては、見直すべき点は見直すなど、事業をより良い方向に修正しながら事業の推進に努めてまいる所存であります。今後とも、皆さま方のご指導並びにご協力のほど、心からお願い申し上げご挨拶といたします。本日は、大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

●議長（西野修平氏）

これをもちまして、平成 22 年 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

午後 2 時 32 分 閉会

地方自治法 1 2 3 条第 2 項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

平成 2 3 年 1 月 1 8 日

議事録署名人 津山圏域資源循環施設組合議会 議長 西野修平

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 津本辰己

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 小童谷 進

平成 22 年 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会発言通告一覧表

平成 22 年 11 月 19 日

| 区 分 | 番目 | 氏 名 | 件 名 | 答弁者 |
|------|----|---------|---|---------------------|
| 議案質疑 | 1 | 末 永 弘 之 | ①平成 21 年度決算について ②検証について ③周辺整備事業について | 管理者 副管理者 事務局長 |